

税理士法人めぐみ会計を2回目の「くるみん」認定！

徳島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定（通称：「くるみん認定」）企業として、税理士法人めぐみ会計を令和元年8月26日付けで認定（2回目）しました。



認定通知書の交付を行いました



認定マーク
「くるみん」

令和元年9月20日、税理士法人めぐみ会計において、津森雇用環境・均等室長（右）から一楽暁彦様あて認定通知書を交付しました。

税理士法人めぐみ会計の取組の概要

企業名	税理士法人めぐみ会計
所在地	徳島市
業種	学術研究、専門・技術サービス業
労働者数	22人（男性9人、女性13人）
計画期間	平成27年8月1日～令和元年5月31日
行動計画の目標	<p>【目標①】 子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度の取得促進のため社内報を作成し周知を図る。</p> <p>【目標②】 子の看護休暇制度を時間単位で取得できるよう拡充する。</p> <p>【目標③】 年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均5日以上とする。</p>
目標に対する取組結果	<p>【目標①】 令和元年5月に社内報を作成し、制度を周知し取得勧奨を行った。</p> <p>【目標②】 令和元年5月、子の看護休暇制度について時間単位で取得できるよう就業規則の改定を行った。</p> <p>【目標③】 計画期間の全期間において、取得日数が6日以上であった。</p>
その他主な認定基準達成状況	<p>○男性の育児休業取得状況（認定基準5） 計画期間中に配偶者が出産した2名のうち2名が育児休業を取得（取得率100%）。</p> <p>○女性の育児休業取得状況（認定基準6） 計画期間中に出産した2名のうち2名が育児休業を取得（取得率100%）。</p> <p>○小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（認定基準7） 小学校就学前までの子を養育する職員が利用できる所定外労働の制限の制度を導入している。</p> <p>○働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（認定基準9） ・所定外労働の削減のための措置として、毎週水曜日を「ノー残業デー」と設定している。 ・年次有給休暇の取得促進のための措置として、取得日数を一人当たり平均年間5日以上とする目標を掲げ、長期休暇の設定を行い取得勧奨を行っている。</p>

